

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

2025年度 税制改正のポイント解説！



2025年度税制改正が閣議決定されました。人手不足や物価上昇が続く中、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。今回の税制改正では、中小企業の成長を促進するために、設備投資に対しての減税措置が延長・拡充されています。特に設備投資減税において、商工会議所がこれまで要望してきた建物取得が対象に加われました。また、設備投資に係る固定資産税の軽減の拡充も盛り込まれています。

Q 中小企業向け経営強化税制が拡充されたと聞きました。どのような内容でしょうか。

A 現在、中小企業が機械装置等の設備を取得した場合に、次の設備投資減税が受けられます。

① 中小企業投資促進税制

中小企業が一定の機械装置、ソフトウェア、測定工具および検査工具を取得した場合に、通常の減価償却費に加え、取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除（所得税・法人税）が選択適用できる制度です。

② 中小企業経営強化税制

経営力向上計画に基づき、中小企業が機械装置、ソフトウェア、工具・器具備品、建物付属設備の取得をした場合に、取得価額の全額を経費にする即時償却、または取得価額の10%（一定の企業は7%）の税額控除（所得税・法人税）を選択適用できる制度です。

①②の制度は、設備投資をする際に検討したい制度です。

このうち、②の中小企業経営強化税制が今回の税制改正で拡充され、対象となる資産に建物が増えられました。対象となるのは、売上高100億円を目指す中小企業の工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入のための建物です。地域経済を先導する存在として、売上高100億円企業創出の後押しをしようというものです。

具体的には、売上高100億円を目指すロードマップ作成等を要件に、給与支給総額が前年度末より2.5%以

上増加した場合は、建物およびその付属設備の取得価額の15%の特別償却または1%の税額控除が選択適用できます。給与支給総額が5.0%以上増加した場合は、25%の特別償却または2%の税額控除が選択適用できます。

この①、②の税制は2026年度末まで適用されます。②は原則として設備取得前に経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

Q 中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置が拡充・延長されると聞きました。内容を教えてください。

A 機械装置や工具・器具備品、建物付属設備を取得した場合には、固定資産税（償却資産税）が課税されます。現在、市町村から先端設備等導入計画の認定を受けて一定の固定資産を取得した場合に、その資産に係る固定資産税が軽減される特例が設けられており、今回、この特例措置が拡充・延長されました。

雇用者全体の給与増加を要件に、雇用者給与が1.5%以上増加することを従業員に表明した場合に、固定資産税が3年間2分の1に軽減されます。雇用者給与が3.0%以上増加することを表明した場合には、固定資産税が5年間4分の1に軽減されます。

この改正は2026年度末までに取得した固定資産に適用されます。

今回の改正では、本コーナーで解説した内容以外にも変更された点があります。不明な部分は、仙台商工会議所などの支援機関へ相談するなどして、確実に対応していくことが重要です。

図. 設備投資減税の全体像

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	2年延長 中小企業経営強化税制 ※1 即時償却 or 税額控除 10% (7%) ※2 経営力向上計画の認定が必要 (申請先: 所管省庁窓口)			
	2年延長 中小企業投資促進税制 30%特別償却 or 税額控除 7% ※3			
	特別償却: 事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、通常の償却費に加えて損金算入できる制度 税額控除: 事業用資産の取得価額に一定割合を乗じた額を、法人税等から控除できる制度			
国 税	2年延長 償却資産に係る固定資産税の特例			
地 方 税	2年延長 償却資産に係る固定資産税の特例			

※1: 現行措置は類型の整理（一部廃止）と要件（指標）の見直しを行う
※2: 資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
※3: 資本金3,000万円超の中小企業者等は特別償却のみ選択可能

出典: 日本商工会議所「中小企業向け『令和7年度税制改正のポイント』」

【回答】
当所エキスパート・バンク専門家
佐藤晴美税理士事務所（宮城野区五輪）



税理士

佐藤 晴美氏